

令和8年度 あさぎり中学校 部活動規定

1. 目的

この規定は、学校の教育方針に従って生徒の教育を第一としながら、部活動に関する必要な事項を定めるところを目的とする。

2. 目標

心身共に健全で逞しく、明るく豊かな人間性を育て、将来の日常生活に役立つ資質を養う。

3. 加入資格

この部活動に加入する者は、あさぎり町立あさぎり中学校に在籍する者とする。

4. 加入手続

この部活動に加入する生徒は、保護者の承諾を得て、規定の申込書（入部届）に必要な事項を記入の上、提出し入部許可を受けるものとする。年度の途中でやむを得ず退部する場合は、顧問と保護者の承諾を得たうえで、規定の申込書（退部願）に必要な事項を記入し提出する。年度の途中で転部を希望する場合は、退部の手続を行った後、新たな部への入部の手続を行うものとする。

5. 部の設置について

部の設置にあたっては、指導者、施設、設備、生徒の希望をふまえ、教育的判断にもとづいて適切に編成する。今年度の部を次のように設置する。

[体育部] 野球部(男女)・男子バレーボール部・女子バレーボール部・サッカー部(男女)・陸上部(男女)
水泳部(男女)・男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・男子ソフトテニス部・
女子ソフトテニス部・卓球部(男女)

[文化部] 吹奏楽部(男女)・美術部(男女)

※特別設置について

部活動の設置はないが、球磨人吉中体連及び熊本県中体連が主催する大会に本人及び保護者から出場の希望があった場合、本人が継続的に取り組んでおり、職員の引率が可能な場合など、校長の判断により参加を認める。対象とする競技は、体操、新体操、空手道、バドミントンとする。

6. 部の改廃および地域展開について

部の改廃については、その年度の中体連大会終了後、部員数が学校単独でのチーム編成（団体戦を含む）ができなくなった部を改廃対象とし、部員及び後援会等の意見やその後の入部状況を考慮しながら全職員及び対象部活動、PTA 役員会で検討し、校長が決定する。文化部も運動部に準ずる。また、あさぎり中学校部活動地域移行検討協議会とともに地域展開を進めていく。

7. 指導者

- (1) 指導者は本校職員（部活動指導員を含む）を原則とする。
- (2) コーチについては、学校の教育方針を理解し、生徒の健全育成にあたり、ふさわしい人物を校長が委嘱する。委嘱コーチの任期は1年とする。

8. 活動期間及び時間

- (1) 勉学に支障がないように練習時刻及び時間を定め、定期テスト3日前より、練習を中止し、テスト最終日より練習を開始してよいものとする。但しテスト最終日より数えて5日以内に大会（中体連主催・共催に限る。また、代表権を獲得している大会）がある場合は1時間以内の練習ができる。
- (2) 指導者が年休や出張で不在の場合は、原則として練習を中止する。但し事前に安全に対する指導計画がなされ、他部の職員が監督に当たる場合はその限りではない。
- (3) 土曜・日曜・祝日の練習や試合は指導者がついている場合のみ認める。
- (4) 1週間の活動日は、5日以内とする。原則として水曜日は部活動は中止とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。
- (5) 長期休業中の練習は、その意義を踏まえ、ある程度長期のまとまった休養日（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。
- (6) 平日の活動時間は、日没前に生徒が安全に帰宅できるよう下校時刻を次のように定め、長くとも2時間程度とする。

【完全下校時刻】

月	完全下校	月	完全下校
4～9月（1週）	18時00分	12月	17時15分
9月（第2～3週）	18時00分	1月	17時15分
9月（第4週）	17時45分	2月(第1～2週)	17時30分
10月	17時30分	2月(第3～4週)	17時45分
11月	17時15分	3月	18時00分

- (7) 土曜日、日曜日、祝日、長期休養日の活動時間は、午前または午後の半日を原則とし、長くとも3時間程度とする。
- (8) 下校指導については、完全下校時刻を守り、各部活動担当者が責任を持って行うこととする。

(9) 始業前の早朝練習（自主練習を含む）については、行わないものとする。

(10) 延長練習については、校長が認めた場合（原則として、中体連主催・共催の大会に向けた練習とする。）1時間程度行うことができる。但し、保護者の送迎が可能な場合とする。

9. 競技会・大会・練習試合への参加

(1) 各部の競技大会への参加は、教育的配慮にたつて各部の計画により参加できる。しかし、部員が中学生であることを踏まえて、勉学に支障がないよう配慮する。試合・練習試合は月3回以内とする。止むを得なく参加しなければならない場合は、校長の判断とする。

(2) 眉そり、眉抜き、髪染め、ピアスなど、中学生としてふさわしくない容姿・態度の者は競技会・大会へ参加できないこともある。

(3) 運動競技会の開催地域及び大会数については次のとおりとする。

①生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県域内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。

②大会参加については、生徒の心身の発達段階からみて、中学校体育連盟の共催大会及び競技団体等が主催するその他の大会を含め月2大会までとする。（中学校体育連盟が主催する大会を除く。）

(4) 練習試合の移動範囲内については、原則として県域内とし、月3回以内とする。実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率者等について計画書を提出し、事前に校長の承認を得る。その際、半日での実施を原則とする。

10. 部員心得

(1)部活動への参加

①保護者・委嘱コーチ・指導者に対し、感謝の気持ちを持って取り組むこと。

②心身の鍛錬の場であることを自覚し、忍耐強く取り組むこと。

③部員相互の協力と助け合い、励まし合いを大切にし、互いの信頼関係を深めること。

(2)事故防止対策

①練習開始前に活動場所、用具の安全点検を十分にし、常に事故防止に留意すること。

②準備運動を入念にやり、練習の順序をよく考え活動すること。

③移動に自転車を利用する場合は、自転車通学規定を守り、事故防止に努めること。

④万一事故が発生したときは、ただちに顧問もしくは最寄りの先生に連絡すること。

⑤気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。

特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。

(3)部室・用具等の管理

①部室の使用は活動時間のみとし、休み時間その他の使用を禁止する。特に部室での飲食は厳禁とする。

②部室や用具倉庫の整理整頓を行い、定期的に掃除を行うこと。

1 1. 活動中の事故

活動中の事故には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金を充てる。

1 2. 規定の改廃

この規定の改廃は部長会及び職員会議で検討し校長が決定する。

1 3. 附則

本規定は、平成30年9月27日付けで改正し、11月1日より施行する。

本規定は、令和4年4月5日付けで改正し、4月5日より施行する。

本規定は、令和5年4月5日付けで改正し、4月5日より施行する。